平成２６年（フ）第１００７号
横浜市金沢区富岡東５丁目６番２―106号
破産者　足立かほる
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２７号
神奈川県綾瀬市吉岡1960番地１　テラス入ヶ谷101
破産者　池亀　　力
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０８号
川崎市高津区蟹ケ谷23番地１　ニューウェルテラス第２日吉313
破産者　中村　晋也
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
福井県敦賀市木崎38号18番地の１
破産者　瀧野ヨシエ
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２９号
岐阜県不破郡垂井町2076番地の２　河合アパート２階４号室
破産者　川久保政則
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ａ２号
破産者　糟屋　義一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ａ２号
破産者　糟屋　文枝
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の12
破産者　石神　大介
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
静岡県浜松市天竜区渡ケ島508番地の３
破産者　佐口　茂隆
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
三重県伊賀市緑ケ丘南町3947番地の３　ブランシェ四時福203号
破産者　岸田　　尚
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１７０号
滋賀県高島市今津町弘川６番地５
破産者　石田　祐介
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８９号
前橋市文京町３丁目２―13　カーサタカハシ101号、住民票上の住所京都市左京区上高野隣好町８番地
破産者　岩崎　幸彦
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
京都市右京区太秦門田町10番地58　プレステージ太秦105号
破産者　山本　益代
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６１号
京都市中京区錦小路通猪熊西入七軒町486番地、住民票上の住所名古屋市中川区供米田２丁目1001番地　マキビル401号
破産者　木下　政明
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
京都市中京区壬生相合町32番地６　壬生相合団地411号
破産者　大森　一毅
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１８号
京都府京田辺市田辺中央２丁目１番地12　ボナール新田辺101号
破産者　西尾　栄一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７０２号
京都府八幡市男山八望３番地１―Ｂ46―404、前住所京都府相楽郡精華町光台６丁目８番地２
破産者　中野　　肇
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
奈良県大和郡山市池沢町124番地１　西川ハイツ103号
破産者　仲村　浩一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
広島市西区己斐中３丁目12番10―104号
破産者　万藤　末行
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部